

令和 6 年度の農作業標準賃金等

館山市農業委員会は、令和 6 年度の「農作業標準賃金」及び「機械作業による標準料金」を定めました。

これは農作業の受委託を円滑に行うための目安です。実際に、賃金や料金を定める場合には、地域やほ場の状態などを考慮し、お互い相談の上で決めて下さい。

▼ 作業賃金

区分	標準賃金	備 考
水 田 作 業	8,600円	1 日 ※実労働時間 8 時間
畑 作 業	8,600円	
果 樹 収 穫	8,300円	

▼ トラクターによる耕耘料金（10 アール当たり税別）

区 分	料 金	備 考
代掻きまで	24,000円	耕起 2 回、荒代 1 回、代かき 1 回

▼ 機械刈取等料金

区 分	料 金	備 考
畦 塗	100円	1 m 当り税別
田 植 え	7,500円	10a 当り税別。同時施肥・防除等の料金は別途
刈 取	8,100円	10a 当り税別。結束用縄を含む
脱 穀	8,100円	10a 当り税別
刈 取 脱 穀	18,000円	10a 当り税別
育 苗	900円	成苗 1 箱当たり税別。配達料は別途



館山市農業委員会事務局
☎ 0470-22-3539（直通）